

## 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（抜粋）

（富山県消費生活審議会）

- 第30条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議するため、富山県消費生活審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員25人以内で組織する。
  - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
    - (1) 学識経験を有する者
    - (2) 消費者を代表する者
    - (3) 事業者を代表する者
  - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 審議会に会長を置く。
  - 7 会長は、委員が互選する。
  - 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
  - 10 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門調査委員を置くことができる。
  - 11 専門調査委員は、知事が任命する。
  - 12 専門調査委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 13 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 富山県消費生活審議会規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年富山県条例第40号)第30条第13項の規定に基づき、富山県消費生活審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

- 第2条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

- 第3条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
  - 3 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する委員をもつて組織する。
  - 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
  - 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。
  - 6 部会長は、特定の事項に関する調査審議を終了したとき、又は会長が求めるときは、その結果又は経過を会長に報告しなければならない。
  - 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（庶務）

- 第4条 審議会の庶務は、生活環境文化部県民生活課において処理する。

（細則）

- 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。